［項を削る。］

2～5　［略］

（災害対策企画官、防災・減災企画官及び文教施設監理官）

第十四条　文教施設企画・防災部に、災害対策企画官、防災・減災企画官及び文教施設監理官それぞれ一人を置く。

2　災害対策企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち文教施設の災害復旧及び防災に関する重要事項についての企画及び立案に関するもの（防災・減災企画官の所掌に属するものを除く。）を助ける。

3　防災・減災企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち文教施設の事前防災及び減災に関する重要事項についての企画及び立案に関するものを助ける。

4　文教施設監理官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち文教施設の整備に関する特定事項についての指導、助言及び管理に関するものを助ける。

第二款　総合教育政策局

［条を削る。］

（企画官及び教育企画調整官）

第十五条　政策課に、企画官一人及び教育企画調整官四人を置く。

四　文教施設の防災その他保全に関する指導及び助言に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに他局の所掌に属するものを除く。）。

3　防災推進室に、室長を置く。

4～7　［略］

（企画官及び監理官）

第十四条　文教施設企画部に、企画官及び監理官それぞれ一人を置く。

2　企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち重要事項についての企画及び立案に関するものを助ける。

［項を加える］

3　監理官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち特定事項についての指導、助言及び管理に関するものを助ける。

第二款　生涯学習政策局

（社会教育官）

第十五条　生涯学習政策局に、社会教育官四人を置く。

2　社会教育官は、命を受けて、社会教育に係る専門的、技術的な指導及び助言（スポーツ庁の所掌に属するものを除く。）に当たる。

3　社会教育官のうち文部科学大臣が指名する者一人を主任社会教育官とし、主任社会教育官は、社会教育官の職務の連絡調整に当たる。

（教育改革推進室並びに生涯学習企画官、分析調査官及び国際教育統計専門官）

第十六条　政策課に、教育改革推進室並びに生涯学習企画官、分析調査官及び国際教育統計専門官それぞれ一人を置く。

［項を削る。］

2　企画官は、命を受けて、政策課の所掌事務に係る重要事項についての企画及び立案に参画する。

3　教育企画調整官は、命を受けて、総合教育政策局の所掌事務に係る重要事項に関する調整に当たる。

4　教育企画調整官のうち文部科学大臣が指名する者一人を主任教育企画調整官とし、主任教育企画調整官は、教育企画調整官の職務の連絡調整に当たる。

［項を削る。］

（国際調整企画官、国際理解教育専門官及び海外子女教育専門官）

第十六条　教育改革・国際課に、国際調整企画官、国際理解教育専門官及び海外子女教育専門官それぞれ一人を置く。

2　国際調整企画官は、命を受けて、教育改革・国際課の所掌事務に係る国際関係事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。

3　国際理解教育専門官は、国際理解教育に関する専門的事項についての調査並びに専門的、技術的な指導及び助言に当たる。

4　海外子女教育専門官は、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設及び関係団体が行う教育に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

［項を削る。］

2　教育改革推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　教育の振興のための施策に関する基本的な計画の作成及び推進に関すること。

二　地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画に関する調査並びに援助及び助言に関すること。

3　教育改革推進室に、室長を置く。

4　生涯学習企画官は、命を受けて、政策課の所掌事務に係る重要事項についての企画及び立案に参画する。

［項を加える。］

5　分析調査官は、教育、スポーツ、文化及び宗教に係る統計に関する専門的事項についての分析及びその結果を利用に供することに当たる。

6　国際教育統計専門官は、国際的な教育に係る統計に関する専門的事項についての企画及び立案並びに調整に当たる。

［条を加える。］